

# 財団法人テクノエイド協会役員給与規程

(平成12年4月1日 制定)

(最終改正 平成17年11月16日)

## (総則)

第1条 寄附行為第21条第1項に規定する常勤役員(以下「役員」という。)の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

## (給与)

第2条 役員給与については、俸給、通勤手当及び特別手当とする。

## (俸給の支給日及び支給方法)

役員給与(特別手当を除く。)の支給日は、毎月25日(支給日が休日の場合は、順次繰り上げる)とする。通勤手当については、支給単位期間に係る最初の月の支給日に同期間中の支給額を一括して支給する。

2 特別手当の支給日は、毎年6月及び12月中においてその都度理事長が別に定める。

3 役員給与は法令に基づき、給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を銀行振込で支給する。

## (俸給)

第4条 役員給与の俸給月額、別に定める額とする。

2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

3 役員が退職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 前2条の規定により支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から土、日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算した額を支給する。

5 役員が死亡したときは、その月まで支給する。

## (通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、国家公務員に準じた額とする。

## (特別手当)

第6条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ6月及び12月に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は、死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

2 特別手当の額は、別に定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか特別手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

**(雑則)**

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 従来、内規に定められていた関係規定は、この規程によることとする。

**附則**

- 1 この規程は、平成17年11月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。